

総務産業常任委員会審査報告書

令和元年12月18日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

総務産業常任委員会委員長 風間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第80号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	可決
議案第81号	飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例	可決
議案第82号	飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例	可決
議案第83号	飯綱町基金条例の一部を改正する条例	可決
議案第84号	飯綱町サッカー場条例	可決
議案第85号	飯綱町農林畜産物直売施設条例	可決
議案第86号	飯綱町農林畜産物加工施設条例	可決
議案第87号	飯綱町下水道事業の設置等に関する条例	可決
議案第94号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可決
議案第95号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可決
陳情第6号 (継続審査)	日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書	不採択

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 80 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

質疑①：国の改正に伴い、飯綱町の関係条例も整備が必要ということか。

回答①：そのとおり。飯綱町では 11 の条例が対象となる。

質疑②：職員組合とは協議が済んでいるのか。

回答②：済んでいる。

質疑③：試算では、約 1 億円の財政負担があるとのことだが、財源はどうなるのか。

回答③：現在、具体的に国から示されていないが、交付税を中心に財政支援を考えているようである。

質疑④：歴史ふれあい館長は、どのような身分になるのか。

回答④：館長は、会計年度任用職員の制度施行に伴い、非常勤特別職の任用は学識経験等に基づき、助言・調査・診断等を行う専門性を有する者に限定されることから、一般的には会計年度任用職員へ移行される。

意見⑤：国には何とかして財政支援をしていただきたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 81 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 82 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

質疑①：行政職と医療職が分かれているが、それぞれどのくらい人数がいるのか。

回答①：本年度の予算や現在の勤務状況で単純に試算する中では、行政職は 93 名であるが、正確な数字については来年度の予算書の中でお示しできると思う。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 83 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例

質疑①：国からの交付金及び令和 6 年度から税額 1,000 円を課税していくと、おおよそいくらの金額になるのか。

回答①：令和元年から 3 年については、国の交付金予算規模が同じことから、ほぼ同額の 210 万円が配分されると考えている。令和 4 年から 5 年については、100 億円が追加されるため、その増加分のパーセンテージが上乘せされると考えられる。それ以降の令和 6 年からは、徴収分の金額により変動が生じるため、金額の把握は難しい。

質疑②：計画を策定するとあるが、どのような事業を想定しているのか。

回答②：事業主体は耕地林務係になるが、新たな森林経営管理制度に要する費用、森林整備、間伐や人材育成、担い手確保、木材の利用促進、普及啓発などを想定している。

質疑③：交付金の配分の割合について、どのような内訳か。

回答③：私有林と人工林の面積で 50%、人口で 30%、林業の就業者数で 20%となっている。また、林野率が 75%以上の場合は 1.3 倍、85%以上の場合は 1.5 倍の補正がされる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 84 号 飯綱町サッカー場条例

質疑①：サッカー場の面積は。

回答①：ピッチが 68 メートル×46 メートル、その他の部分も含めて 4,140 平方メートルである。

質疑②：このサッカー場では、サッカー以外のスポーツができるか。例えば、ゲー

トボールをプレーすることはできるか。

回答②：基本的にはサッカーを想定しているが、地域の運動会、イベント、健康教室等の活用も考えており、人工芝を傷めない範囲でサッカー以外にも使用していただくことは可能としたい。

質疑③：使用料の減免にあたり、使用者が町民であるかどうかのチェックはどのように行うのか。

回答③：ふれあいパーク等の施設を参考に、使用申込書への記入により慎重に確認することとしたい。

質疑④：指定管理者は決定しているのか。

回答④：3月議会に議案の上程を予定している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 85 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例

質疑①：第4条の休業期間又は休業日について、全ての直売施設で通年営業を考えられないか。

回答①：冬期間は販売するものがあまり無く、通年営業は難しい。三本松農林畜産物直売施設は、立地面から日常買いの利用者が多い直売所であるので、通年営業を考えている。

質疑②：三本松農林畜産物直売施設の営業はいつから開始するのか。

回答②：5月下旬のオープンを予定している。

質疑③：業務時間は年中午後6時までやるのか。

回答③：営業時間の午前8時30分から午後6時までについては、最長の時間を想定している。第2項で町長が必要と認めるときは、営業時間を変更できるようにしている。

質疑④：第1条の農家レストラン日和について、中身を検討し工夫しなければいけない施設だと思うがどのように考えているか。また、現在の従業員は今後どのようなようになるのか。

回答④：指定管理者候補者であるふるさと振興公社の提案内容に基づき答弁する。日和については、来年の1月から休業して4月にリニューアルオープンを予定している。町の農畜産物を使用した料理や郷土料理といったレストランのコンセプトは今までどおりだが、リニューアルオープンまでに新たなメニュー開発、営業手法の検討を行っていく。従業員については、雇用継続を基本に考えている。

質疑⑤：三本松農林畜産物直売施設の営業は通年ということだが、経営は大丈夫か。

回答⑤：飯綱町の農畜産物だけで通年営業するのは難しい。冬期間はJAや近隣の市場からの仕入れを検討している。

質疑⑥：第2条の名称に括弧書きで、「さんちゃん」、「四季菜」など、具体的な名称を記載し、分かりやすくしたらどうか。

回答⑥：条例上の名称と実際の名称が異なることはよくあるケースで、条例上の名称を使用せずに通称や愛称を使用するケースが対外的に多い。指定管理者が変更になると、施設の通称や愛称を変えて営業する場合も考えられ、条例に通称等が記載されていると条例改正が必要になってしまう。よって、条例上は正式名称のみの表記とする。

質疑⑦：飯綱町横手農村公園の位置について、「外」の記載があるが、他の施設はどうなのか。

回答⑦：農村公園は、数筆に設置されているので「外」の記載がある。

質疑⑧：雪室がしゅん工したときに規模拡大の要望が出ていたが、現在の使用状況はどうか。今後、雪室の増設などの計画はあるのか。

回答⑧：雪室はりんごやそばの実の保存に使用している。雪室は工事費用が高額でもあり、現状では増設の考えはない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 86 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 87 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例

質疑①：計画処理人口において、坂口処理区の人口 130 人となっているが、当該区の人口は 130 人に満たないのではないか。

回答①：小規模集合排水処理施設整備事業を計画した際に作成し、採択していただ

いた計画書に基づく人口である。実際の人口ではない。

質疑②：提案説明書に当該条例の制定の理由は書かれているが、目的が書かれていない。公営企業会計を適用させる目的は何であるか具体的に教示願いたい。

回答②：目的は次のとおり。人口減少に伴い経営状況が非常に厳しい状況になる中で、損益情報やこれから直していかなければならないストック情報を把握しやすくなる。また、公営企業会計を適用することで、発生主義の考え方により迅速性が出てくる。さらに、複式簿記採用により貸借対照表ができることで、どのお金の対価か分かりやすくなる。そういったことにより、毎年の利益や損益といった経営成績が分かりやすくなり、財政状況を迅速に把握できるようになる。期待される効果として、まず、持続可能なストックマネジメントを推進していける。次に、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能になる。3番目に、広域化、民間の活用も検討していける。4番目に、企業間、同規模自治体の下水道事業との間での経営の比較ができる。5番目に、分かりやすい財務情報を町民各位に提供でき、ガバナンスの向上に資する。以上のようなことを国が指摘している。国は、公営企業会計の適用を行わない自治体には、普通交付税の交付を行わないこともあり得る旨をほのめかしているため、下水道事業での公営企業会計の適用が財源の確保にもつながると考える。

質疑③：公営企業財務適用を行い、企業的な目で見ると使用料の値上げが強調される。使用料値上げの根拠になりやすくなるのではないか。

回答③：国はそうしてほしいと言っていると考え。現在は、料金値上げをしない代わりに一般会計からの繰出しにより下水道事業を運営している。使用料を有効に活用し、より効果の上がる事業を推進するようにと国から言われているものと考え。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 94 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：ふるさと振興公社のほかに、指定管理者の応募はあったのか。

回答①：町内の3つの直売施設をふるさと振興公社が運営していく方針について、町は直売所出荷者に説明してきた経緯があり、本施設の指定管理者の募集は非公募とした。非公募のため、指定管理者指定申請書の提出は、ふるさと振興公社一者のみである。

意見②：日和について、ふるさと創生推進交付金等を使い、本格的なレストランに

変えていったらどうか。

質疑③：ふるさと振興公社が事業規模を拡大していく方向だが、その点についてどう考えるか。

回答③：農家が直売所を運営し、経営の責任まで負うことは困難な状況になってきており、直売所の運営を法人にお願いしたいという意見が直売所出荷者から出ていた。町は、その任を担うのは第3セクターのふるさと振興公社であると考え、その構想を説明し、直売所出荷者から同意を得てきた経緯がある。ふるさと振興公社が3つの直売所を運営することで効率的な運営が可能になると考えている。

意見④：ふるさと振興公社は農家から農作業を受託しているが、農業振興という観点から、ふるさと振興公社の果たす役割を考えてほしい。

質疑⑤：ふるさと振興公社からの事業報告の場において、農業部門の収支が非常に厳しいとの話があったが、人件費程度を町で支援したらどうかという意見もある。こういった事項について議論したことはあるか。

回答⑤：飲食、直売部門の黒字が農業部門の赤字を補うというのが、当初のふるさと振興公社のスキームである。農業の担い手としてしっかり経営している農家がいる中で、ふるさと振興公社だけに農業部門の支援をすることについて、町民から理解を得るのはなかなか難しいと考えている。ふるさと振興公社は、農家が経営を維持できるよう援農者を派遣したり、農業研修生を受け入れたり、条件不利地にそばを栽培したり、公社にしかできないことを実施している。ふるさと振興公社の農業部門への支援については、現状を整理した上で検討していきたい。

意見⑥：政策要望に公社の存続要望を入れてある。最初の設立経緯からは避けて通れないのでしっかり論議してほしい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 95 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

【9月定例会審査報告】

説明者：なし

意見①：地方議会として、陳情書の内容が国連の勧告撤回等多岐にわたっているため、審査は難しい。したがって、継続審査扱いとしても良いと思う。

意見②：議会構成替え前のため、ある程度結論づけをすべきである。したがって、継続審査扱いではなく、採択または不採択とすべきである。

意見③：国連への勧告について、先住民の抑圧されてきた人権を尊重することには異論はない。先住民族としての陳情書の思いは、文面を見る限り理解しがたい部分がある。このため、これを意見書として当議会名で上げることは難しいのではないか。

意見④：陳情書の前段部分の趣旨は、日本政府の意向を示しているものと思う。ただし、下段の「全国各地の地方議会の日本人同胞の皆様・・・犬死したものではありません」の文言は、いかがなものかと思う。したがって、この部分の文言を意見書の中で削除するならば、採択しても良いと思う。

質疑⑤：継続審査を行った場合、次の定例会の扱いになるが、議会の構成替え前に結論を出さなければならないか。

回答⑤：継続審査を行った場合の扱いは、12月定例会に経過と結果を含めた報告が求められる。このため、構成替え前に審査を行うと構成替え前の者が委員長に就任しない限り、経過を問われても答えられないのではないか。よって、先行き不透明のため、議会構成後に審査を行うことが妥当と思う。

継続審査採決：賛成多数で閉会中の継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日 時：令和元年11月22日（金）午前9時

場 所：元気の館

説明者：なし

意見①：この陳情は、国連の勧告内容についてまで吟味しなければ正確な判断はできない。そうなると、幅も広く内容も深いため、なかなかその内容の審査を尽くすことはできないのではないか。

意見②：直接議会に属するものとは異なり、結論を出して採択するような話ではない。継続審査とするか、それとも私たちに直接かかわるものではないため不採択でも良い。

意見③：内容は、多岐にわたっており、趣旨も分からないことがあるため、継続審

査との考えもあるが、不採択とすべきではないか。

意見④：沖縄県民のことを考え、県民の感情を踏まえると採択しても良いと思う。

意見⑤：沖縄県民は、かなり深い問題意識を持っている。採択しても良いと思う。

意見⑥：国連の勧告ということで、議員必携には町村の権限外である外交問題の意見書を採択されたいとの陳情を採択することは、一般的に好ましくないと記載されているため、これは不採択で良いと思う。

反対討論：直接議会に属するものとは異なるため反対する。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

以上